

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 206 号 この資料は全部お読みいただいて約 2 分です。

今回のテーマ： 東京都の監査指摘事項

平成 21 年度に公表された、東京都の私立学校に対する監査結果の指摘件数とその内容は、以下のよう
な結果となっています。平成 10 年度までは、人件費や会計処理関係の指摘が多く見受けられたのに対
し、最近 10 年間では補助金関係の指摘が数多くなっています。

指摘学校法人数	補助金関係	人件費関係	会計処理等関係
昭和 58～平成 10 年度	6 (4)	21	130
平成 11～平成 21 年度	53 (52)	18	23

※補助金関係欄の（ ）内の件数は、補助金返還を伴う指摘件数です。

■東京都が特に多く指摘した事項

	指摘事項	具体的な事例
補助金	① 都内生就学補助金に係る都内在住生徒数算定を適正に行うべきである。	保護者の住所が都外にあるにもかかわらず都内在住生徒数に加えて申請していた。
	② 私立学校経常費補助金に係る教職員及び生徒（園児）数の算定を適正に行うべきである。	(1) 補助金算定基準日である 5 月 1 日現在、給与実績のない育児休業中の教諭を 1 名含んだ教職員数により申請していた。 (2) 常時勤務者でないにもかかわらず、本務事務職員として申請していた。
	③ 情報化推進補助の補助金算定方法について適正に行うべきである。	パソコンを高校で使用するものとして申請していたが、使用実態を見ると、中学・高校共用であった。
人件費	人件費の支出根拠を明確にすべきである。	規程に定めがなく、日曜日及び祝日に出勤し、飼育動物に対し飼料を与えた場合の手当をその他手当として支給していた。

■申請事務に際しての留意点

近年、補助金の交付が、目的別に様々な名目に分かれ、より細かく、複雑な条件設定で算定、申請することになってきました。

申請にあたっては、その補助金の申請が適当であるかどうかの判断をするとともに、申請を決めた場合には、申請数値の根拠資料や補助要件に該当することの証明書類等を整備しておく必要があります。また、申請数値自体が実態に沿っているかどうか、事前に確認しておくことも重要ですから、補助金申請担当者と、もう 1 名以上の別担当者による二重チェック体制を確立しておくことが求められます。

補助金返還には該当しなくても、学校法人内の規程類の整備についても指摘対象となるため、学校法人の実態に沿った、有効な規程の更新も求められています。

お見逃しなく！

特に中高一貫校における、部門別の経費配分比率や、施設設備の使用頻度なども、東京都の監査においては指摘されることが多くなっています。毎年度見直しておくことをお勧めします。